

船橋市国民健康保険料減免取扱要領

(目的)

第1条 この取扱要領は、船橋市国民健康保険条例（昭和47年船橋市条例第16号。以下「条例」という。）第28条の規定による国民健康保険料（以下「保険料」という。）の減免の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(災害による減免)

第2条 条例第28条第1号に規定する保険料の減免の必要があると認められた者は、「災害による国民健康保険料（税）の減免に伴う特別調整交付金の算定基準について（昭和42年6月30日付け保発第24号通知）」の交付額の算定の基礎となる減免基準に従って、当該年度分の保険料の額のうち、災害等を受けた日以後に納期に達する額を次の表のとおり減免するものとする。ただし、当該日の属する月が12月以降である場合にあっては、当該日の属する月の期別から継続して5期分を限度として減免するものとする。

区分	合計所得金額の範囲	減免割合	
		住宅又は家財の10分の3以上10分の5未満に相当する損害を受けたとき（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。）。	住宅又は家財の10分の5以上に相当する損害を受けたとき（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。）。
災害等により納付義務者（当該者が属する世帯の被保険者を含む。以下同じ。）が所有し、かつ、自らの居住の用に供する住宅又は当該住宅に設置された家財に損害を受けた場合	世帯の合計所得金額が500万円以下のとき。	2分の1	全部
	世帯の合計所得金額が500万円を超え750万円以下のとき。	4分の1	2分の1
	世帯の合計所得金額が750万円を超え1000万円以下のとき。	8分の1	4分の1

降雨災害による 床上浸水により 納付義務者が所 有し、かつ、自ら の居住の用に供 する住宅又は当 該住宅に設置さ れた家財に損害 を受け、修繕又は 取替えを要する 場合	世帯の合計所得金額が 250万円未満のとき。	全額
	世帯の合計所得金額が 250万円以上500 万円未満のとき。	2分の1
	世帯の合計所得金額が 500万円以上750 万円未満のとき。	4分の1
	世帯の合計所得金額が 750万円以上100 0万円未満のとき。	8分の1
震災、風水害、落 雷、火災又はこれ らに類する災害 により障害者（地 方税法（昭和25 年法律第226 号）第292条第 1項第9号に規 定する障害者を いう。）となった 納付義務者であ る場合		10分の9

（給付制限による減免）

第3条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第4章第3節に規定する給付制限に該当する被保険者又は被保険者であった者の場合は、同法第59条第1号又は第2号に該当する期間に係る年度分の保険料の額を月割で減免することができる。

（債務返済のための不動産譲渡をした場合による減免）

第4条 やむを得ない理由により債務の返済に充てるために資産を譲渡したことにより譲渡所得を有した者が、当該譲渡所得に係る保険料の納付が困難であると認められる場合にあっては、当該保険料の額の範囲内で、債務の返済の額に係る所得割額を減免することができる。

(その他の場合による減免)

第5条 前3条の規定に準ずる場合であつて、市長が減免の必要があると認めるときは、それぞれの基準に準じて減免することができる。

(減免の申請)

第6条 第2条から前条までの規定により保険料の減免を受けようとする納付義務者は、船橋市国民健康保険条例施行規則(昭和47年船橋市規則第22号。以下「規則」という。)で定める申請書に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類又はその他市長が必要があると認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1)災害 消防署又は警察署等の発行する被災程度を証する書類
- (2)給付制限 刑事施設長等の発行する収容期間等を証する書類
- (3)債務返済のための不動産譲渡 債務の額や不動産譲渡所得を証する書類

(減免事由の競合)

第7条 納付義務者が、第2条から第5条までの規定による減免事由が重複する場合にあつては、減免割合のいずれか大きい方を適用する。

(特別徴収者の特例)

第8条 法第76条の3第1項に規定する特別徴収に該当する世帯の当年度の保険料の減免については、条例第18条の普通徴収に係る保険料の納期とみなして適用する。

(減免の取消し)

第9条 市長は、申請者の申出その他の事由により資力の回復等が明らかになり、第2条から第5条までに規定する減免事由が消滅したと認められる場合には、減免に係る保険料の額のうち減免事由の消滅した日以後に到来する納期分の減免を取り消すことができる。

2 市長は、偽りの申請その他不正な行為により減免を受けた者があつたときは、当該減免の取消し及び当該取消しをした日前までの間に減免された保険料の額を徴収するものとする。

3 前2項に規定する減免の取消しをしたときは、その旨を納付義務者に通知しなければならない。

附 則

この取扱い基準は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この取扱要領は、平成15年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この取扱要領による改正後の規定は、平成15年度分の保険料から適用し、平成14年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この取扱要領は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この取扱要領による改正後の規定は、平成20年度分の保険料から適用し、平成19年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この取扱要領は、平成21年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の船橋市国民健康保険料減免取扱要領は、平成21年度以後の年度分保険料について適用し、平成20年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の船橋市国民健康保険料減免取扱要領は、平成22年度以後の年度分の保険料について適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。